

平成30年9月定例会 総括審査会

西丸武進議員

委員	西丸 武進
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	平成30年9月
審査会開催日	10月2日(火曜日)



西丸武進委員

2点について質問するが、1つはトリチウム問題についてである。トリチウム問題についてはいまだ心が晴れないので、その内容等について質問する。

まず、国が示した処分方法についてトリチウム水タスクフォースが評価を行ってきたが、県はどのように受けとめているか。

危機管理部長

国のトリチウム水タスクフォースにおいては、トリチウム水の長期的取り扱いを決定するための基礎資料として、分離、貯蔵、放出等のさまざまな選択肢を抽出するとともに、トリチウムの物性、環境動態及び環境、人体への影響に関する知見が整理されたところである。その上で、それぞれの選択肢について技術的成立性、規制上の成立性、取り扱いに要する時間、費用等について技術的な観点から評価がなされたと受けとめている。

西丸武進委員

国の小委員会で議論され、5つの処分方法について提言されたが、県はどのように評価しているのか。

危機管理部長

現在、国の小委員会で議論されている5つの処分方法については、タスクフォースが技術的に評価したものであり、地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設となっている。

これらは大きく分類すると地下水経由、海水経由、大気経由で環境に放出するものであり、いずれの方法においても風評などの影響を与え得ることから、検討に当たっては、技術的な観点に加え、社会的な観点も含めることが重要と考えている。

西丸武進委員

今の答弁にあったように、技術的観点及び社会的観点から考えることは非常に課題が残る。地層へ注入する、海洋へ放出する、水蒸気を使って放出する、水素に変化させて大気に放出する、地下の中に埋めるという5つが示されたが、これらに対する個々の評価についてはどのように整理したのか。

危機管理部長

個々の評価については控えており、いずれの方法についても風評などの影響が出るため、社会的観点も含めて慎重に検

討すべきと考えている。

西丸武進委員

今の時点で5つの処分方法について講評を控えることそのものが逆に心配である。やはり、現時点で進行する分野については評価を明らかにし、意見は意見として集約して国や東京電力に求めていくことが一般的であると思うが、見解を聞く。

危機管理部長

評価については、国の小委員会においてしっかりと議論がなされるべきものと考えている。

西丸武進委員

県で評価をすることはできないのか。

危機管理部長

きのうの小委員会においてもさまざまな議論がなされており、県としては、県民、国民にわかりやすく丁寧に説明した上で、県民の意見を十分に聞きながら検討するよう求めている。

西丸武進委員

問答して平行線をたどるわけにはいかないため先に進めるが、このトリチウムの取り扱い等については、国からの提言を受けて郡山市、富岡町及び東京都で公聴会を開催したようである。これらの総論的評価についてはどう受けとめたか。

危機管理部長

国の小委員会においては、トリチウム水の取り扱いについて今後の検討を深めるために、先日、広く国民から意見を聞くことを目的とした公聴会を開催した。この公聴会では、海洋放出の賛否や保管の継続などさまざまな意見が出されたところであり、国及び東京電力においてはこれらの声をしっかりと受けとめることが重要であると考えている。

西丸武進委員

今私がただしてきた点は、どちらかといえば国や東京電力の考え方があってその上で県の出方を示すという回答であった。トリチウム水問題については5つの処分方法が提言されたが、公聴会の中で圧倒的に心配されており、県民は県の主体性を期待していると思う。

そこで、県としての態度を国及び東京電力に示していく主体性が問われると考えるが、どうか。

危機管理部長

トリチウム水の取り扱いについては、これまでも県として国及び東京電力に対し社会的な影響も踏まえた丁寧な議論を求めてきた。

そうしたことも踏まえて今回公聴会が開催されたところであり、引き続き、国民や県民に丁寧に説明をしながら慎重に検討を進めていくことが重要と考えている。

西丸武進委員

問題を解決するためにはなかなか難しい一面があることもわかるが、福島県の出方はとても大事だと思う。

トリチウムの除去について、県外で化学や物理学などのさまざまな研究をしている人たちがいる。そのような人たちが本県に来てトリチウムの除去について提言したいと言った場合、県はどのような態度で臨んできたのか。

危機管理部長

一般の方の提言ということでよいか。

西丸武進委員

そうである。

危機管理部長

業者や研究者からさまざまな処理方法について提言されることはある。

その際は、話を聞き、東京電力やほかの研究者等にも紹介するなどして、実現可能性があるか検討してもらっている。

西丸武進委員

(株)東芝等の研究集団がALPSを用いて除去を行っている。ほかの核種も幾つか残るようだがどうしてもトリチウムだけは除去できないとのことである。

ところが、今研究集団は研究に研究を重ね、トリチウム水をどんなことをしても除去しようとの提言がなされている。県にも東京電力にも国にも、全国や世界から英知を集めるときだと思う。タンクはあと2～3年しかもたないと言っているのだから、その間、研究を重ねていかなければならない使命と役割は県にあると思う。

そのため、研究集団の要請に県は丁寧に回答を示すことが必要であると思うが、どうか。

危機管理部長

研究については、国でも公募するなどして広く民間から処理方法について提案してもらい、それが実現可能かどうかの検討などもされたところであるが、今すぐに実用化できるものはなかなかなく、今国で検討しているのが先ほどの5つの方法である。

今後ともそのような提案があれば、国にも情報提供しながら十分に検討してもらいたいと考えている。

西丸武進委員

この項のまとめの質問になるが、今後、国や東京電力に対してどのように強く働きかけていくのか。

危機管理部長

トリチウム水の取り扱いについては、国民、県民からの意見を踏まえ、環境や風評への影響などを十分に検討の上、議論を進めることが重要と考える。

県としては、引き続き国民や県民に丁寧に説明をしながら慎重に検討するよう国及び東京電力に求めていく。

西丸武進委員

次に、福祉、介護について質問する。

平成30年度は介護保険法が改正され、また、それを受けて福祉、介護の制度見直しも行われた。主なものとしては3つ挙げられる。医療と介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組み、介護保険制度の持続可能性の3点である。

そこで、最初の医療と介護の連携に関連して、今年度創設された介護医療院はどのようなものか聞く。

保健福祉部長

介護医療院は、高齢化の進展により今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへ対応するため、介護療養病床からの転換を図るものであり、医療の必要な要介護高齢者に対し経管栄養などの日常的な医学管理や終末期ケア等の機能を備え、長期の療養生活を送るのにふさわしい生活施設としての機能を強化した介護保険施設である。

西丸武進委員

介護医療院は具体的に4月1日からスタートしているが、開設に向けての許可申請状況はどのようになっているか。

保健福祉部長

これまでに県が許可した介護医療院はないが、許可申請に向けた問い合わせが数件ある。

西丸武進委員

先ほど部長が示したとおり、これまでは介護療養型の施設等があったが、ことしの4月から法律が改正されて介護医療院が設けられた。これらの関連性についてはどのように受けとめればよいか。

保健福祉部長

これまでは医療機関の中にいわゆる介護療養病床があり、医療法の範疇にあった。この療養病床を介護医療院という介護保険法の範疇で捉えられるようになり、両法律にそれぞれ位置づけられたということである。簡単に言うと、これまで長期間療養を必要とする要介護の方は病床から介護施設に移るとの方針であったが、従来の病院にある療養型病床を介護サービスも受けられるように転換していくものである。

西丸武進委員

法律行為であるが、県の評価としては、介護医療院等については要介護者にとって非常に便利なものということによいか。

保健福祉部長

現実のニーズがある中で国において制度改正したと理解しており、6年間の移行期間でそのような形に変わっていくと認識している。

西丸武進委員

6年間とは、以前の療養型が6年間継続、延長されたとの捉え方でよいか。

保健福祉部長

従来型の療養病床から介護医療院に転換するための経過措置期間が6年間ということである。

西丸武進委員

共生型サービスの問題について、今年度創設された高齢者や障がい児者がともに利用できる共生型のサービスをどのように受けとめているか。

保健福祉部長

共生型サービスは高齢者と障がい児者が制度の縦割りを越えて同一の事業所で訪問介護、通所介護及び短期入所サービスを受けやすくするため、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所等が相互の指定を受けやすくする特例として介護保険制度と障がい福祉制度に位置づけられたものである。

西丸武進委員

共生型サービスの指定申請状況を聞く。

保健福祉部長

これまで、県に共生型サービスの指定申請を行った事業所はない。

西丸武進委員

なぜないと思うか。

保健福祉部長

一つは、さまざまな準備期間が必要であったという時間的な関係があると考えているが、もう一つは、高齢者、障がい児者それぞれの支援のあり方には違いがあるため、従来からのサービスの提供者が研修や訓練を受けないままに相互乗り入れに一気に進むのはなかなか難しいと推測している。

西丸武進委員

これからの周知徹底の仕方等についてはどのように考えているか。

保健福祉部長

県から一方的に期限を定めるのはなかなか難しいと考えており、先ほど述べたようにそれぞれのサービス提供事業者が体制を整えて現実のニーズにどのように応えていくかということであるため、県としては事業者からの相談等があった場合に対応していきたい。

西丸武進委員

事業者等は既にこの改正内容について理解しているということか。

保健福祉部長

国の制度改正であるため、事業者は内容について熟知していると理解している。

西丸武進委員

現役世代並みに所得がある介護保険利用者の負担割合が2割から3割になった影響について、県の考えを聞く。

保健福祉部長

国では利用者負担割合が3割となる方は受給者全体の約3%と推計しており、これまで2割負担の方の割合が全国を下回っていた本県においては、3割負担となる方の割合についても、全国の水準を超えないものと考えている。

また、利用者の過度な負担とならないよう、利用者負担には月々の負担の上限額が設定されている。

西丸武進委員

3割負担になる方の所得の基準はいくらか。

保健福祉部長

従来は年金収入等が280万円以上の方が2割負担であったが、年金収入等が340万円以上の方々の自己負担が2割から3割にふえることになる。

西丸武進委員

介護関係についてであるが、最近有料老人ホームが林立している。

有料老人ホームと県とのかかわりを聞く。

保健福祉部長

県が指導監督する有料老人ホームについては、設置運営に関する指導指針等に基づき定期的に運営状況等の報告を求め、立入検査を実施するとともに、必要に応じて随時の立入検査を行っており、指針に適合した施設になるよう指導している。

今後とも、入居者に対する適切なサービスが確保されるよう指導を徹底していく。

西丸武進委員

有料老人ホームがあちこちに存在している。料金は格差があり、民間であるため個々に対応するものと思うが、県内にある有料老人ホームであるため、均衡を図り、統一性を持たせることに関して県の考えを聞く。

また、指導監督は時折するのか、その辺の実態について聞く。

保健福祉部長

前段の利用料金の設定については、委員指摘のとおり民間の施設であるため、施設の規模やサービスの内容に応じて事業者が決定するものと考えている。

後段の指導監督については、先ほど述べたように施設基準等が定められているため、それに適合するかとの観点で定期的あるいは随時の立入検査を行っている。

西丸武進委員

立入検査ができる役割を県が持っているのであれば、統一的なマニュアルはできているということか。

保健福祉部長

先ほど述べたとおり、設置運営等に関する指導指針を県で策定しているため、それに基づいた立入検査あるいは指導等を行っているところである。

西丸武進委員

以上で質問を終わる。